

平成 30 年度

簡易裁判所民事事件担当裁判官等協議会

協議結果要旨

最高裁判所事務総局民事局

この資料は、平成 31 年 1 月から同年 2 月にかけて、東京（札幌高等裁判所と共催）、大阪（広島高等裁判所と共催）、名古屋（仙台高等裁判所と共催）及び福岡（高松高等裁判所と共催）の各高等裁判所において開催された簡易裁判所民事事件担当裁判官等協議会の協議結果の要旨を取りまとめたものである。

【本協議会の概要】

1 本協議会の内容

本協議会は、簡裁の裁判官及び民事首席書記官等並びに地裁の部総括裁判官等を協議員として、平成29年度簡易裁判所民事事件担当裁判官等事務打合せ（以下「前回の事務打合せ」という。）の協議結果を踏まえ、(1)簡易裁判所の本来的役割を踏まえ、訴訟事件の審理運営の更なる改善を図るために府として取り組むべき事項並びに(2)民事調停の更なる運営改善を図り、その手続が適切に選択されるようにする上で簡易裁判所判事が果たすべき役割及び府として取り組むべき事項について協議を行うために開催されたものである（資料1参照）。

(1)は、前回の事務打合せにおいて、司法研究報告書「簡易裁判所における交通損害賠償訴訟事件の審理・判決に関する研究」において示された審理・判決モデル（以下「新モデル」という。）の定着に向けた全庁的な取組や、管内の支部併置簡裁や独立簡裁との連携、弁護士会等への働き掛け等の在り方のほか、これらを進めるに当たっての地裁との連携の在り方等について協議が行われたことを受けて、前回の事務打合せ以降の全国における新モデルの定着に向けた取組について協議し、各府における更なる取組を促すとともに、交通損害賠償訴訟以外の事件類型への新モデルの応用可能性についても意見交換を行い、少額の紛争を簡易迅速に解決するという簡裁の本来的役割を踏まえた質の高い審理・判決の実現に向けた取組の方向性や留意点等について認識共有を図ることを趣旨とするものである。

また、(2)は、民事調停が紛争解決手段として適切に選択されるよう、調停運営自体の更なる改善を図ることが求められることを前提に、調停委員会の構成をいかして調停主任（簡裁判事）と調停委員とが、認識共有し、多角的な検討を適切に行うことにより、利用者の幅広いニーズに応える調停運営を実現するための具体的な評議の在り方について協議を行うとともに、調停委員の安定的な確保・育成や、民事調停制度の広報等の推進といった組織的課題に対応する上で簡裁判事が果たすべき具体的役割についても併せて協議を行い、各府における今後の更なる取組を促すことを趣旨とするものである。

2 協議結果の概要

本協議会の協議結果の概要是以下のとおりである（詳細については本文を、配布された資料については別添資料を、それぞれ御覧いただきたい。）。

(1) 簡易裁判所の本来的役割を踏まえ、訴訟事件の審理運営の更なる改善を図るために府として取り組むべき事項

まず、新モデルの定着状況については、その趣旨や有効性についての認識共有や基本書証の早期提出等の審理運営上の取組は定着しつつあることが確認された。新モデルで示された判決を実現することへのあい路を指摘する意見に対しては、新モデルは判決の在り方だけを変えようとするものではなく、審理そのものの質を高めよ

うとするものであるから、一から審理の在り方を見直していかねばならず、新モデルの示す審理を実践すれば判決も必然的に実現されていくものであるとの意見が出された。そして、具体的な取組を通じて、庁として新モデルの実践状況を把握し、その結果の検証を行った上で、適宜、庁の実情等に応じた見直し等を行い、新モデルの定着を図るとともに、その運用の改善を継続していくことの重要性が確認された。また、新モデルは、書記官事務にも影響する内容を含むものであるから、その定着を図る上では、書記官事務の在り方についても全庁的に検討する必要があるところ、書記官事務は裁判官の審理運営を支えるものであり、書記官と裁判官とが、新モデルの趣旨や目的、その活用方法について、具体的な事例を通じて、積極的に議論するなどの工夫をしながら審理を進めていく必要があることが確認された。さらに、新モデルの定着を図っていくには、本庁併置簡裁において、支部併置簡裁や独立簡裁を含めた管内各庁と連携し、新モデルの実践を支援する意識的な取組を行うとともに、交通損害賠償訴訟についての知見を有しております、控訴審としての立場からも関与する地裁において、新モデルの内容を十分に理解した上で、具体的な事例を通じて簡裁と意見交換を行うなどして認識の共有を図るとともに、運用の改善を通じてその定着を促すなど、サポートを行っていくことが必要であることが確認された。

次に、新モデルの趣旨の他の事件類型への応用可能性について、総論としての争点整理の在り方や事実認定に関する基本的な事項、人証の採否における考え方等については応用可能性があるとの指摘はあったものの、具体的に応用可能な事件類型に関しては各庁においても詳細な検討には至っておらず多様な意見が出された。もっとも、新モデルは審理の在り方そのものを見直して判断の質を高めることを目的としたものであるから、新モデルの定着の取組を通じて、その前提である少額の事件を簡易迅速に解決するという簡裁の本来的役割を踏まえて簡裁の審理運営全体を見直すことが重要であるとの指摘がされた。そして、このような取組を進めるに当たっては、その前提となる具体的な審理・判決の在り方についての認識を共有するために、個別の事案の審理運営についての意見交換等を通じた管内全体での簡裁判事の議論が基本かつ重要であり、さらに、移送に関する認識共有を含めた地裁との間の意見交換や相談体制の実質化、個別の事件における司法委員の活用を通じた取組が必要であることに異論はなかった。

(2) 民事調停の更なる運営改善を図り、その手続が適切に選択されるようにする上で簡易裁判所判事が果たすべき役割及び庁として取り組むべき事項

まず、調停運営の更なる改善に向けた取組について、調停委員会の構成をいかすための評議の実情は各庁の状況によって異なるものの、評議の目的が、事前評議においては事案及び期日における方針についての認識共有、事後評議においては期日での内容の確認及び次回に向けた方針の協議、中間評議においては事前評議において定められた方針と異なる状況が生じた場合等において隨時行うといった点にあり、事

案や状況に応じて適時に適切な評議を行うことが重要であることが確認された。そして、そのような評議を実現するために簡裁判事が果たすべき役割について、調停委員の意見を十分に反映させることが重要であることに異論はなく、簡裁判事が、事案の内容や手続段階に応じて、評議において調停委員が話しやすい雰囲気を作り、期日において当事者から聴取した内容について認識を共有した上で、調停委員から積極的に意見を述べてもらう必要があることなどが確認された。また、書記官についても評議に参加してもらい、窓口等で収集した情報を調停委員会と共有してもらうことが期日における聴取においても有用であるとの指摘がされた。

調停に代わる決定の活用状況について、傾聴に基づいて解決案を策定して説得を行った場合には、異議が出される可能性があるとしても調停に代わる決定を行うべきであるといった意見や、解決案を策定することが相当な事案では、あらかじめ、調停委員との間で当事者が合意に至らなかった場合にも調停に代わる決定をするとの認識を共有しておくことも必要であり、異議が出される可能性は活用しない理由にはならないのではないかといった意見があり、充実した調停運営が前提となるものではあるが、紛争解決機能の強化の観点から、その活用場面について更に検討を行っていく必要があることが確認された。

次に、民事調停の課題に組織的に対応する上で簡裁判事が果たすべき役割について、充実した調停運営のために安定的に調停委員を確保するためには、任命段階から、実際に調停委員と調停委員会を構成する簡裁判事が、積極的に再任や構成についての意見を述べることが重要であることに異論はなく、さらに、調停委員の安定的確保は、全局的な課題であるから、地裁事務局との連携はもちろん、所長を含めて庁を挙げて取り組む必要があることが確認された。また、企業や官公庁における退職年齢の高齢化に伴い新任時の年齢が高まっており、調停委員が原則として70歳未満の者から任命するとされていることとの関係で、長期的な育成が困難となっているとの指摘や、事件数の減少が新任や再任のあい路となって調停委員の確保が困難となったり、特に支部併置簡裁や独立簡裁において多様な人材の確保が困難となったりしているとの指摘がされた。そして、民事調停の事件数の減少に伴ってオン・ザ・ジョブ・トレーニング(OJT)の機会が減少している状況の下では、調停委員の育成を図るために、限りのあるOJTの機会を効率的に利用することが重要であるとして、様々な工夫例が紹介され、各庁での研修会についても、事例検討やディベート、ロールプレイといった方式を採用するといった工夫例が紹介された。

民事調停制度の広報の推進について、民事調停が紛争解決手段として適切に選択されるためには、調停制度一般の広報活動だけでなく、紛争に巻き込まれた国民が相談を持ち込む窓口等に、民事調停の制度や特長・利点を十分に理解してもらい、民事調停への適切な誘導を依頼するといった戦略的な広報を行うことの重要性が確認された。そして、各庁における戦略的な広報の取組としては、各種相談窓口以外にも、

実際に手続を利用する立場である弁護士や司法書士、さらに、司法修習生に対する講義等も有効であるとの紹介がされた。また、各種窓口への働き掛け等の広報活動を行うに当たっては、調停協会と連携することが重要であることに異論はなく、その具体的な連携状況として、調停手続相談において裁判所のリーフレット等を配布しているといった例のほか、模擬調停のシナリオ作りや配役、各種相談窓口への仲介等といった協力をしてもらっているとの紹介や、今後の広報活動として、各種相談窓口の担当者を集めた説明会を調停協会との共催で行うことを検討しているとの紹介があった。

(3) 民事局からの情報提供

民事局から、①法改正の動向について、②民法（債権関係）の改正について、③民事保全の支払保証委託契約について及び④調停に代わる決定例等のミンフォへの掲載について、それぞれ情報提供を行った。

以上

目次

協議事項(1) 簡易裁判所の本来的役割を踏まえ、訴訟事件の審理運営の更なる改善を図るために庁として取り組むべき事項.....	1
1 新モデルの定着に向けた取組等	1
(1) 新モデルの趣旨や有効性について裁判官や書記官が認識を共有するため、庁としてどのような取組を行うべきか.....	1
(2) 新モデルの実践状況を庁としてどのような方法で把握し、検証すべきか	1
(3) 新モデルの実践を支える書記官事務の在り方を、どのように検討し、その定着を図るべきか	1
(4) 新モデルの定着を図るために、管内各庁はどのように連携すべきか.....	2
(5) 新モデルの定着を図るために、地裁は簡裁に対してどのようなサポートをすべきか	2
2 簡易裁判所の本来的役割を踏まえた審理・判決の在り方.....	3
(1) 新モデルの交通損害賠償訴訟以外の事件類型への応用可能性.....	3
・ 新モデルの趣旨を交通損害賠償請求訴訟以外の事件においても応用するため、庁としてどのような取組を行うべきか	3
(2) 簡易裁判所の本来的役割を踏まえた審理・判決の在り方.....	4
・ 新モデルの前提である簡裁の本来的役割を踏まえた審理・判決の在り方とはどのようなものか	4
(3) 簡易裁判所判事同士の意見交換	4
ア 簡裁の本来的役割を踏まえた質の高い審理判断を行うために、簡裁判事同士でどのような意見交換を行うべきか	4
イ 独簡を含む管内の簡裁全体で簡裁判事同士の意見交換を活性化させるためにどのような方策が考えられるか	5
(4) 地方裁判所との意見交換	5
ア 控訴審判決の活用	5
・ 簡裁の本来的役割を踏まえた質の高い審理判断を行うために、控訴審判決をどのように活用すべきか	5
・ 簡裁の本来的役割を踏まえた質の高い審理判断を可能とするために、地裁は控訴審判決の還元についてどのような配慮をすべきか	5
イ 地裁との意見交換の在り方	6
・ 簡裁の本来的役割を踏まえた質の高い審理判断を行うために、地裁との協議会その他の意見交換をどのように活用すべきか	6
・ 簡裁の本来的役割を踏まえた質の高い審理判断を可能とするために、地裁	

は簡裁との意見交換についてどのような配慮をすべきか	6
(5) 司法委員との意見交換	6
・ 簡裁の審理判断の質を高めるため、どのような事件でどのような司法委員から どのような事項について意見を聞くことが考えられるか	6
・ 司法委員との意見交換を充実させるため、どのような工夫が考えられるか ..	6
協議事項(2) 民事調停の更なる運営改善を図り、その手続が適切に選択されるようにする 上で簡易裁判所判事が果たすべき役割及び庁として取り組むべき事項.....	7
1 充実した評議の在り方と簡易裁判所判事が果たすべき役割.....	7
(1) 評議の実情	7
・ どのような場面でどのような事項について評議を行っているか.....	7
・ 評議において、どのように意見交換を行い、どのように方針を決定している か	7
(2) 充実した評議の在り方.....	7
・ 調停委員会の構成を活かして当事者の幅広いニーズに十分配慮した調停運営 を行うためには、どのような評議を行うべきか	7
(3) 評議において簡易裁判所判事が果たすべき役割	8
・ 適時に評議を実施するために、簡裁判事としてどのような配慮や工夫をすべ きか	8
・ 評議において、事案の内容や法的観点、意見交換すべき事項等についての認 識を調停委員と共有するために、簡裁判事としてどのような配慮や工夫をすべ きか	8
・ 評議において、調停委員の積極的な発言を促し、実質的な意見交換を行うた めに、簡裁判事としてどのような配慮や工夫をすべきか	8
(4) 調停に代わる決定の活用.....	8
・ 調停に代わる決定の活用を全庁的に進めるために、組織的にどのような方策 を講ずるべきか.....	8
2 民事調停の課題に組織的に対応する上で簡易裁判所判事が果たすべき役割.....	9
(1) 民事調停委員の安定的な確保・育成	9
ア 事件減少が続く中、必要な民事調停委員を安定的に確保するために、調停委 員の任命候補者選定（新任及び再任）について、組織的にどのような方策を講 ずるべきか	9
イ 任命された民事調停委員に適切な紛争解決に必要なスキルを身に着けさせる ために、組織的にどのような方策を講ずるべきか	9
(2) 民事調停制度の広報の推進	10
ア 民事調停が、ふさわしい紛争の解決手段として適切に選択されるようにする	

ためには、どのような対象にどのような働き掛けをすることが考えられるか。10
イ 民事調停制度の広報を進める上で、調停協会とどのように連携すべきか... 10
民事局からの情報提供 11

協議事項(1) 簡易裁判所の本来的役割を踏まえ、訴訟事件の審理運営の更なる改善を図るために庁として取り組むべき事項

1 新モデルの定着に向けた取組等

- (1) 新モデルの趣旨や有効性について裁判官や書記官が認識を共有するため、庁としてどのような取組を行うべきか
- (2) 新モデルの実践状況を庁としてどのような方法で把握し、検証すべきか

【資料3・1～2頁参照】

新モデルの定着状況については、その趣旨や有効性についての認識共有や基本書証の早期提出等の審理運営上の取組は定着しつつあるとの報告が多くの庁からされる一方で、新モデルで示された簡略な判決について、簡にして要を得た短い判決を起案しようとすると、かえって労力が大きくなるとの指摘や、必ずしも短い判決を実現しなければならないわけではないのではないかとの懐疑的な意見もあるとの指摘がされた。これに対しては、新モデルは判決の在り方だけを変えようとするものではなく、審理そのものの質を高めようとするものであり、交通損害賠償訴訟について審理の対象とすべき点に絞った判決の記載事項を示し、それに向けて審理すべき事項を明らかにし、それを念頭に置いた審理を目指すためのものであるから、取組に困難を伴うのは当然であって、一から審理の在り方を見直す契機とすべきものであり、新モデルの示す審理を実践していくことにより、新モデルに即した判決が実現されていくものであるとの意見が出された。

もっとも、新モデルを実務に定着させるためには、個別の事案における実践だけでなく、事件を担当する裁判官や書記官が新モデルの有効性についての認識を共有した上で、庁としてこれを実践していく必要があることについては異論がなく、各庁からは、多くの簡裁判事が新モデルに基づく審理・判決の実践を試みる中で裁判官と書記官との認識共有を図り、実践状況を確認しているとの報告がされるとともに、定着に向けた具体的な取組として、①交通損害賠償訴訟について従前作成していた事務処理要領を新モデルに即して改訂した、②新モデルを前提に、具体的な事件を素材としたケース研究会を実施して審理・判決について意見交換を行い、その結果を庁全体で共有している、③高裁管内のブロック研修の機会に、新モデルを踏まえた判決起案を行って意見交換を行っている、④弁護士会との間でも新モデルの趣旨等について意見交換をして理解を求めた上で基本書証の早期提出の促し等の取組を実践しているといった実例が紹介された。

そして、上記のような取組を通じて、庁として新モデルの実践状況を把握し、その結果の検証を行った上で、適宜、庁の実情等に応じた見直し等を行い、新モデルの定着を図るとともに、その運用の改善を継続していくことの重要性が確認された。

- (3) 新モデルの実践を支える書記官事務の在り方を、どのように検討し、その定着を図るべきか

【資料3・1～2頁参照】

新モデルは、基本書証の早期提出の促しといった書記官事務にも影響する内容を含む

ものであるから、実践に当たっては、新モデルの趣旨等についての認識を、裁判官だけでなく、書記官との間でも共有した上で、新モデルに基づく書記官事務の在り方を庁として検討していく必要があることについて異論はなかった。他方、裁判官と書記官との間には新モデルに対する理解や意識になお差があるとの指摘や、書記官が多忙であって定型的に交通損害賠償訴訟の全件において基本書証の早期提出の促しを行うことは困難であるとの指摘もされた。

また、上記のような取組を進めるための具体的方法として、①事務処理要領について、裁判官と書記官が意見交換をしながら新モデルに即して見直し作業を継続している、②個々の事件における裁判官とのミーティングや判決チェックを通じて書記官が新モデルの内容を理解するように促すとともに、その実施状況について裁判官との間で認識を共有している、③書記官が基本書証の早期提出の促しの際に使用する書証一覧表等の統一書式を作成しているといった実例が紹介された。そして、書記官事務は裁判官の審理運営を支えるものであるから、書記官と裁判官とが、新モデルの趣旨や目的、その活用方法について、具体的な事例を通じて、積極的に議論するなどの工夫をしながら審理を進めていく必要があることが確認された。

(4) 新モデルの定着を図るために、管内各庁はどのように連携すべきか

【資料3・2頁参照】

新モデルの定着を図っていくには、本庁併置簡裁のみならず、管内の支部併置簡裁や独立簡裁が一体となって新モデルを実践していく必要があるが、支部併置簡裁や独立簡裁が独自に取組を進めることは困難な場合があり、複数の簡裁判事が執務していることなどから庁内での検討が比較的行いやすい本庁併置簡裁が中心となり、協議会等の機会を利用して管内各庁との意見交換や情報提供を積極的に行う必要があることについて異論はなかった。

また、管内各庁の連携のための具体的方策として、管内の簡裁判事が集まる協議会等における意見交換のほか、①管内の簡裁判事が本庁併置簡裁へてん補する機会を利用して意見交換を行っている、②定期的にテレビ会議を利用した意見交換の場を設けている、③地理的に遠方の庁とは直接の意見交換が困難であるが、そのような庁の判決に係る控訴審判決を題材に協議会等を行うことで管内における新モデルの定着状況を把握している、④本庁併置簡裁に管内各庁からの相談窓口裁判官を設けて、管内各庁からの疑問等に回答しているといった取組が紹介された。そして、本協議会を機会に管内各庁にアンケートを実施するなどして状況を把握するに至ったとの指摘もあり、本庁併置簡裁として、管内各庁と連携し、新モデルの実践を支援する意識的、継続的な取組の必要性が確認された。

(5) 新モデルの定着を図るために、地裁は簡裁に対してどのようなサポートをすべきか

【資料3・3頁参照】

地裁の裁判官からは、控訴審を担当する際には、当該事案の判断内容が検討の中心とな

り、簡裁が新モデルに基づきどのように審理運営を行っているかという視点がこれまで不足していたとの指摘や、そもそも、地裁の裁判官が新モデルの趣旨や内容、その前提となる簡裁における民事訴訟手続の特則（民訴法280条等）を十分に理解していない場合があるといった指摘がされた。その上で、今後、新モデルの定着を図る上では、交通損害賠償訴訟についての知見を有し、控訴審としての立場から関与する可能性がある地裁において、新モデルの内容を十分に理解した上で、簡裁と意見交換を行うなどして、認識の共有を図るとともに、運用の改善に向けた助言をするなど、その定着に向けたサポートを行っていくことが重要であることが確認された。

この点について、簡裁判事からは、新モデルの定着に向けた全庁的な取組を進めるに当たっては地裁の協力によるところが大きく、新モデルで示された判決を題材とした意見交換に地裁の裁判官も参加し、地裁からのフィードバックを前提に議論をしているなどの取組が紹介された一方、地裁の裁判官からも、新モデルは審理そのものの見直しを図るものであり、その定着の取組を進めるためには地裁の協力が重要であるところ、このような連携は、簡裁における交通損害賠償訴訟の適正迅速な解決につながるため、控訴審を担当する地裁を含めた裁判所全体としての紛争解決能力を高めることとなるとの指摘がされた。

2 簡易裁判所の本來的役割を踏まえた審理・判決の在り方

(1) 新モデルの交通損害賠償訴訟以外の事件類型への応用可能性

- ・ 新モデルの趣旨を交通損害賠償請求訴訟以外の事件においても応用するため
に、府としてどのような取組を行うべきか

【資料3・3～5頁参照】

新モデルの趣旨の他の事件類型への応用可能性については、総論としての争点整理の在り方や事実認定に関する基本的な事項、人証の採否における考え方等については応用可能性があるという意見が多く出された。もっとも、どのような事件類型において応用可能性があるかという点については、一般論として、交通損害賠償訴訟と同様に一定の基本書証が存在することが想定され、争点も定型的である事件類型において応用可能性があるといえることについてはおおむね意見が一致したものの、具体的な事件類型に関しては各府において詳細な検討には至っておらず、敷金返還請求事件や原状回復請求事件、売買代金請求事件、貸金返還請求事件等の多様な意見が出された。

そして、新モデルは、少額の事件を簡易迅速に解決するという簡裁の本來的役割を前提としたものであり、その趣旨は、簡略な判決や基本書証の早期提出といった個別の項目にとどまるものではなく、審理の在り方そのものを見直して判断の質を高めることを目的としたものであるから、新モデルの定着の取組を通じて、交通損害賠償訴訟のみでなく簡裁の審理運営全体を見直すことが重要であるとの指摘がされた。

(2) 簡易裁判所の本來的役割を踏まえた審理・判決の在り方

- ・ 新モデルの前提である簡裁の本來的役割を踏まえた審理・判決の在り方とはどのようなものか

【資料3・5～6頁参照】

新モデルの前提である少額の事件を簡易迅速に解決するという簡裁の本來的役割を踏まえた審理・判決の在り方を検討するに当たっては、当事者の満足度を高めるという視点が必要であり、付調停の積極的な利用を含めた簡裁の特徴を活かした柔軟な手続の利用が考えられるとの意見や、簡裁においては、基本書証を提出して主張を述べる機会を保障した上で、重要な争点について第三者である裁判所の判断が示されるということが当事者の満足の中心ではないかとの意見が出された。他方、そのような審理・判決を実現するに当たってのあい路として、弁護士関与の事件等において地裁と同様の精緻な審理を求められる場合があるといった指摘や、本人訴訟や感情的な対立が激しい事案等では柔軟な対応が必要となり、簡易迅速な解決の要請は一定程度後退せざるを得ないといった指摘がされた。

また、簡裁の本來的役割という観点からは、事案によっては簡裁における簡易迅速な審理になじまないものがあるから、そのような事件については地裁に移送することが相当であることについて異論はなかった。もっとも、簡裁判事からは、担当した事件についてはできるだけ移送をせずに自身で解決したいという意識があるとの意見や、審理の見通しが早期に立たなかつた事案については、審理が相当に進んだ状態で地裁に移送することについて抵抗感があるとの意見が出された。これに対しては、地裁の裁判官から、審理の状況にかかわらず、必要性があれば移送を検討すべきであり、審級の利益を含めた審理全体として見れば、それが当事者の利益にもなるとの意見が出された。そして、簡裁の本來的役割を踏まえた審理・判決を実現するためには、地裁と簡裁の間で、移送基準を定めるなどして簡裁の本來的役割について認識共有を図るとともに、簡裁が移送すべき事案において移送するとの判断をちゅうちょしない雰囲気を醸成するために簡裁と地裁の連携を深めることが必要であることが確認された。

(3) 簡易裁判所判事同士の意見交換

- ア 簡裁の本來的役割を踏まえた質の高い審理判断を行うために、簡裁判事同士でどのような意見交換を行うべきか

【資料3・6～8頁参照】

簡裁の本來的役割を踏まえた審理・判決の在り方について簡裁判事が共通認識を持つための基本的な方策としては、個別の事案の事件処理の中で、具体的な問題点を議論することが最も基本的かつ簡易な方法であり、各庁においてもこのような方法が実践されていることが確認された。そして、各庁における意見交換を促進する取組として、①簡裁の複数の係の間で兄弟係を設定して日常的な意見交換がしやすい状況を作っている、②定期的に具体的な事案を題材としたケース研究会を実施することで、同室の簡裁判事同士で

地裁における合議のような議論が日常的に行われる雰囲気が醸成されているといった実例が紹介された。

イ 独簡を含む管内の簡裁全体で簡裁判事同士の意見交換を活性化させるためにどのような方策が考えられるか

〔資料3・6～8頁参照〕

簡裁判事同士の意見交換を活性化するに当たり、簡裁判事の人数や事件数が少ない支部併置簡裁や独立簡裁が単独で取組を進めることは困難な場合があり、本庁併置簡裁を中心となって管内全体での意見交換の取組を進めることが重要であることについて異論はなかった。そして、管内全体での意見交換を活性化するための方策としては、本庁併置簡裁において開催される協議会等の機会を利用するほか、①テレビ会議を活用した昼食会等の機会を利用した意見交換や、②簡裁判事同士のメールグループを作成して意見交換に用いている、③本庁併置簡裁に管内の簡裁からの相談窓口の裁判官を置いていたといった実例が紹介された。

(4) 地方裁判所との意見交換

ア 控訴審判決の活用

- ・ 簡裁の本来的役割を踏まえた質の高い審理判断を行うために、控訴審判決をどのように活用すべきか
- ・ 簡裁の本来的役割を踏まえた質の高い審理判断を可能するために、地裁は控訴審判決の還元についてどのような配慮をすべきか

〔資料3・8～9頁参照〕

審理・判決の在り方について検討するためには、個別の事案における控訴審判決を参考に、自らの審理運営について振り返って検討することが有用であることに異論はなく、控訴審判決の活用の在り方として、多くの庁で、事案に応じて、日常的に議論の対象となるような争点について判断された控訴審判決などについては他の簡裁判事に回覧するなどしているといった取組が紹介された。

また、控訴審を担当する地裁の裁判官においては、簡裁の本来的役割を踏まえた審理運営について十分に理解した上で、控訴審判決を活用して審理・判決の在り方について事後的に意見交換を行うなど、簡裁の審理判断の質の向上のための配慮を行うことが必要であることに異論はなく、控訴審判決を題材とした意見交換を行って、地裁の裁判官から審理の問題点等の指摘やアドバイスを行っているといった取組の紹介がされた。そして、地裁の裁判官から、控訴審判決が簡裁の判決に比較して一定程度詳細なものになることは、控訴審という性質上やむを得ないが、その場合にも、交通損害賠償訴訟においては新モデルを意識するなど、簡裁の審理・判決を意識していると意見が出された。このような意見を踏まえて、控訴審判決の検討に当たっては、簡裁判事のみでこれを検討するのは困難な場合があり、その内容の還元に当たっては、控訴審における審理経過や判決書について、事後的に地裁の担当裁判官が補足説明を行うといった、地裁からの積極的なフォローが

必要であることが確認された。

イ 地裁との意見交換の在り方

- ・ 簡裁の本來的役割を踏まえた質の高い審理判断を行うために、地裁との協議会その他の意見交換をどのように活用すべきか
- ・ 簡裁の本來的役割を踏まえた質の高い審理判断を可能するために、地裁は簡裁との意見交換についてどのような配慮をすべきか

〔資料3・9～10頁参照〕

簡裁の本來的役割を踏まえた審理・判決の在り方について、簡裁における取組を進める上で地裁の簡裁に対するサポートが重要であることについて異論はなく、各庁からは、地裁の相談窓口裁判官の整備や簡裁との間の意見交換会の実施、地裁の勉強会等への簡裁判事の参加、大規模庁において地裁に簡裁の対応部等を定める姉妹都市型連携といった具体的な取組の紹介がされた。

もっとも、相談窓口裁判官制度については、簡裁判事から地裁の裁判官に相談に行くことに対する心理的なハードルがあるとの指摘や、十分に調査を尽くした上で解決できない問題でないと相談に行きにくいといった準備の負担が制度利用のあい路となっているとの指摘がされた。これに対しては、地裁の裁判官から、定期的に地裁の裁判官が簡裁を訪れて相談を受ける機会を設けるといった取組が紹介され、簡裁に対するサポートにおける各庁の実情に応じた地裁からのより主体的かつ積極的な働き掛けの必要性が確認された。

(5) 司法委員との意見交換

- ・ 簡裁の審理判断の質を高めるため、どのような事件でどのような司法委員からどのような事項について意見を聞くことが考えられるか
- ・ 司法委員との意見交換を充実させるため、どのような工夫が考えられるか

〔資料3・10～11頁参照〕

交通損害賠償訴訟においては、事実認定等に専門的知識が必要となることが多い、アジャスター等の専門的知識を有する司法委員を一定程度確保しておくことが有益であるが、必ずしも十分には確保できておらず、府として積極的に給源確保に取り組む必要があるといった指摘が多数の府からされた。また、交通損害賠償訴訟であっても、争点によっては専門的知識が必要ない場合もあるし、一般司法委員を交通損害賠償訴訟に対応できるように育成するために、アジャスター等の専門家による研修を実施しているとの紹介がされた。

そして、司法委員の活用については、簡裁判事による活用状況の差が大きい、交通損害賠償訴訟の急増によってアジャスター等の司法委員に指定が偏る場合がある、弁護士司法委員の有効活用といった点について改めて議論する必要があるといった意見が出された。

協議事項(2) 民事調停の更なる運営改善を図り、その手続が適切に選択されるようとする上で簡易裁判所判事が果たすべき役割及び庁として取り組むべき事項

1 充実した評議の在り方と簡易裁判所判事が果たすべき役割

(1) 評議の実情

- ・ どのような場面でどのような事項について評議を行っているか
- ・ 評議において、どのように意見交換を行い、どのように方針を決定しているか

〔資料3・12～17頁参照〕

評議の実情については、第1回期日前の事前評議及び期日後の事後評議、第2回期日以後の事前評議及び事後評議並びに中間評議について、それぞれ評議を行うか否か、行う場合にどの程度の時間を使って行うかといった点について各庁から実例が紹介された。特に第1回期日については、原則として全件で事前評議を行っているという庁が多く見られたものの、同一時間帯に多数の期日が指定されている場合に全件で事前評議を行うことは難しいとの指摘もあり、事案の性質に応じて事前評議を行う事案とメモ等を作成して簡裁判事の意見を伝えるにとどめる事案を選別している、事後評議に代えて簡裁判事が次回期日に向けた準備等を記載したメモを作成して交付しているといった多様な実情が紹介された。

そして、簡裁判事が期日に立ち会うか否かによっても評議の実情は異なり、調停期日には全件・全時間立ち会うといった庁や、全件において第1回期日又は冒頭の手続説明には立ち会うといった庁、原則として立ち会っていないといった庁等、評議の前提となる期日への立会いの実情も各庁で異なっていることが確認された。

もっとも、評議の目的が、事前評議においては事案及び期日における方針についての認識共有、事後評議においては期日での内容の確認及び次回に向けた方針の協議、中間評議においては事前評議において定められた方針と異なる状況が生じた場合等において隨時行うといった点にあり、各庁の状況によってその実情は異なるものの、事案や状況に応じて適時に適切な評議を行うことが重要であることについて異論はなかった。

(2) 充実した評議の在り方

- ・ 調停委員会の構成を活かして当事者の幅広いニーズに十分配慮した調停運営を行うためには、どのような評議を行うべきか

〔資料3・12～17頁参照〕

調停委員会の構成をいかした充実した評議を行うための工夫として、調停期日には原則として立ち会っていないとする簡裁判事からは、全件において事前・事後評議を行っているが、期日に立ち会わないからこそ実質的な評議を深める必要性があり、調停委員にも積極性が出てくるという例が紹介されたほか、簡裁判事において事案や法的論点を記載した簡略なメモを作成して調停委員に交付することで充実した議論につながっているといった紹介や、中間評議や事後評議については、その前提となる期日における聴取や情報収集が重要であり、事前評議の段階で聴取のポイントについて十分に認識共有を図ること

とが重要であるなどの指摘がされた。そして、簡裁判事は、事案の内容や手続段階に応じて、評議において調停委員が話しやすい雰囲気を作り、期日において当事者から聴取した内容について認識を共有した上で、調停委員から積極的に意見を十分に述べてもらう必要があることについて異論はなかった。また、書記官についても評議に参加してもらい、窓口で当事者に対応した際などに収集した情報を調停委員会と共有してもらうことが期日における聴取においても有用な場合が多いとの指摘があった。

(3) 評議において簡易裁判所判事が果たすべき役割

- ・ 適時に評議を実施するために、簡裁判事としてどのような配慮や工夫をすべきか
- ・ 評議において、事案の内容や法的観点、意見交換すべき事項等についての認識を調停委員と共有するために、簡裁判事としてどのような配慮や工夫をすべきか
- ・ 評議において、調停委員の積極的な発言を促し、実質的な意見交換を行うために、簡裁判事としてどのような配慮や工夫をすべきか

〔資料3・17～21頁参照〕

充実した評議を行うためには、評議においては調停委員の意見を十分に反映させることが重要であることに異論はなく、そのための工夫として、①評議においては話しやすい雰囲気を醸成することが重要であり、まずは調停委員から意見を言ってもらった上で簡裁判事がアドバイスや修正をするという進行で行っている、②法的論点について参考文献や判例がある場合には、簡裁判事が資料として配布して説明を行う、③調停委員から積極的に発言する少ないので、期日の情報共有メモを議論のきっかけとする、④調停委員が期日ごとに作成する経過表の様式を当事者の主張を書き込めるように改めて、評議の際の資料に利用しているといった例が紹介された。

また、簡裁判事からは、期日への立会いを含めた視点として、期日に簡裁判事が立ち会うと、調停委員が聴取や進行を簡裁判事に任せてしまう場合があるため、そのような場合には、評議においては意識して調停委員に問い合わせる方式で議論を進めているといった意見や、期日に簡裁判事が立ち会った場合でも、簡裁判事の法的観点からの意見に対し、調停委員独自の観点から意見の言える調停委員の場合には評議が活性化するが、簡裁判事の意見をそのまま受け入れてしまうような場合もあり、できるだけ意見を言いやすいように、調停委員の組合せ（経験年数、専門家調停委員と一般調停委員等）を工夫しているといった意見が出された。

(4) 調停に代わる決定の活用

- ・ 調停に代わる決定の活用を全庁的に進めるために、組織的にどのような方策を講ずるべきか

〔資料3・21～23頁参照〕

調停に代わる決定の活用状況については、調停条項については合意できているものの当事者が遠方にいるなどして出頭できない場合や、当事者としては積極的に調停委員会

の示した調停条項案に同意はできないが、調停に代わる決定に対して異議を出すまではしない可能性が高い場合等に利用されているとの紹介があった一方で、多くの庁からは、異議が予想されるような場合には活用されていないとの意見が出された。これに対し、傾聴に基づいて解決案を策定して説得を行った場合には、異議が出される可能性があるとしても、調停委員会として一つの結論を示すために調停に代わる決定を行うべきであるといった意見や、解決案を策定することが相当な事案では、あらかじめ、調停委員との間で当事者が合意に至らなかった場合にも調停に代わる決定をすることの認識を共有しておくことも必要であり、異議が出される可能性は調停に代わる決定を活用しない理由にはならないのではないかといった意見があった。

そして、調停に代わる決定については、充実した調停運営が前提となるものではあるが、紛争解決機能の強化の観点から、その活用場面について更に検討を行っていく必要があることが確認された。

2 民事調停の課題に組織的に対応する上で簡易裁判所判事が果たすべき役割

(1) 民事調停委員の安定的な確保・育成

ア 事件減少が続く中、必要な民事調停委員を安定的に確保するために、調停委員の任命候補者選定（新任及び再任）について、組織的にどのような方策を講ずるべきか

〔資料3・23～26頁参照〕

充実した調停運営のために安定的に調停委員を確保するには、任命段階から、実際に調停委員と調停委員会を構成する簡裁判事が、積極的に再任や構成についての意見を述べることが重要であることに異論はなかった。また、各庁からは、企業や官公庁における退職年齢の高齢化に伴い、調停委員の新任時の年齢が高まっており、調停委員が原則として70歳未満の者から任命するとされていることとの関係で、長期的な育成が困難となっているとの指摘や、事件数の減少が新任や再任のあい路となって調停委員の確保が困難となったり、特に支部併置簡裁や独立簡裁において多様な人材の確保が困難となったりしているとの指摘がされた。

適切な調停委員を確保するための工夫として、①管内の複数庁での併任や家事調停委員との併任を活用している、②専門家調停委員について、退任時に同分野の専門家の紹介を依頼している、③専門家団体等の給源団体や自治体等に所長が赴くなどして広報を兼ねた調停委員確保のための活動を行っているといった取組が紹介された。そして、調停委員の安定的確保は、全庁的な課題であるから、地裁事務局との連携はもちろん、所長を含めて庁を挙げて取り組む必要があることが確認された。

イ 任命された民事調停委員に適切な紛争解決に必要なスキルを身に着けさせるために、組織的にどのような方策を講ずるべきか

〔資料3・23～26頁参照〕

民事調停の事件数の減少に伴ってオン・ザ・ジョブ・トレーニング（OJT）の機会が

減少している状況の下で、調停委員の育成を図るために、限りのあるOJTの機会を効率的に利用することが重要であることに異論はなかった。そして、OJTの活用の工夫として、所属調停委員全体の指定状況を把握した上で、育成の観点を踏まえた適切な事件指定を行う、専門家調停委員に対しても一般調停事件を指定する、経験豊富な調停委員と新任の調停委員といった組合せを工夫するといった例が紹介された。

また、各庁で行われる研修会についても、OJTに代わるような工夫をして、全ての調停委員に対し、実践的な内容の研修を体系的に行う必要があることに異論はなく、管内の研修を本庁に集約して行う、本庁でのケース研究会において管内各庁の主任書記官に補助で参加してもらった上で、各庁において本庁における研修内容を還元する形での研修を行う、事例検討やディベート、ロールプレイといった方式を採用するといった工夫例が紹介された。

(2) 民事調停制度の広報の推進

ア 民事調停が、ふさわしい紛争の解決手段として適切に選択されるようにするために、どのような対象にどのような働き掛けをすることが考えられるか

〔資料3・26～31頁参照〕

民事調停が紛争解決手段として適切に選択されるためには、調停制度一般の広報活動だけでなく、紛争に巻き込まれた国民が相談を持ち込む窓口等に、民事調停の制度や特長・利点を十分に理解してもらい、民事調停への適切な誘導を依頼するといった戦略的な広報を行うことの重要性が確認された。

そして、各庁における戦略的な広報の取組としては、①自庁の調停手続の申立人から、どのような機会に調停制度を知ったかについてアンケートを行い、その結果に基づいてどのような機関に広報を行うことが効果的かを分析した上で、選別された機関の窓口担当者等に対して集中して広報活動を行っている、②調停委員からの提案で、多数の中小企業が参加する団体に対して広報を行っている、③広報の対象者に実際に裁判所に来てもらい、模擬手続案内や模擬調停を見てもらう、④若年層の認知度を高めるため、大学や専修学校に対する広報活動を行っているといった具体例が紹介された。また、各種相談窓口以外にも、実際に手続を利用する立場である弁護士や司法書士の調停制度の認知度が高くないのではないかという観点から、若手弁護士に対する講演や、司法修習生に対する講義、調停の傍聴等を行っているといった取組の紹介があった。

イ 民事調停制度の広報を進める上で、調停協会とどのように連携すべきか

〔資料3・26～31頁参照〕

各種窓口への働き掛け等の広報活動を行うに当たっては、調停協会と連携することが重要であることに異論はなかった。そして、具体的な連携状況として、調停手続相談において裁判所のリーフレット等を配布しているといった例のほか、調停協会は広報活動に対して熱心であり、意見交換の場においても、裁判所からの提案に積極的に対応してくれており、模擬調停のシナリオ作りや配役、各種相談窓口への仲介等といった協力をしても

らっているとの意見や、今後の広報活動として、各種相談窓口の担当者を集めた説明会を調停協会との共催で行うことを検討しているとの紹介があった。

民事局からの情報提供

1 法改正の動向について

近時の法改正の動向として、以下の情報提供がされた。

(1) 相続法改正

ア 経緯

平成30年7月に民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律が成立・公布、

平成31年7月1日から施行（一部の規定を除く）

イ 主な改正項目

配偶者居住権の創設、預貯金の仮払い制度の創設、遺留分制度の見直し（金銭債権化、期限の許与）、遺産分割に関する規律の見直し（持戻し免除の意思表示の推定、遺産分割前の遺産処分、一部分割）、特別の寄与の制度の創設、自筆証書遺言の方式の緩和等

(2) 会社法改正

ア 経緯

法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会において平成31年1月に要綱案取りまとめ

イ 主な検討項目

株主総会資料の電子提供制度の創設、株主提案権の数及び内容の制限、社外取締役の義務付け、取締役等に対する責任追及の訴えにおける訴訟上の和解につき監査役等の同意を要するとの規律の創設、社債管理補助者の創設、株式交付制度の創設（株式交付の無効の訴えの創設）、取締役の欠格条項に関する見直し等

(3) 所有者不明土地問題について

ア 経緯

平成29年10月に登記制度・土地所有権の在り方等に関する研究会を設置、平成31年2月に民法及び不動産登記法の改正について法制審議会に諮問予定

なお、変則型登記の解消に向けた法律上の措置については平成31年1月にパブリックコメントを実施、平成31年の通常国会に法案提出予定

イ 主な検討項目

相続等の発生を登記に反映させる仕組み等（対抗要件主義の検証、相続登記等の義務化）、変則型登記の解消、登記手続の簡略化、登記の公開の在り方等、土地所有権の民事基本法制上の位置付け、土地を手放すことができる仕組み、土地利用の円滑化を図る仕組み（相隣関係の在り方、共有地の管理等の在り方、財産管理制度の在り方）等

2 民法（債権関係）の改正について

改正債権法の施行日が平成32年4月1日に迫っており、裁判所としても、改正法への対応を十分に検討しておくことが重要となる。そのためには、簡裁を含めた管内全体で取組を進めていく必要があるから、簡裁判事が地裁の研究会等に参加し、また、簡裁の取組を地裁においてバックアップするなど、地裁と簡裁とが積極的に連携して取組を進めていただきたい。

3 民事保全の支払保証委託契約について

民事保全事件で保全命令の担保を立てる場合、銀行や保険会社等との間で支払保証委託契約（いわゆるボンド）を締結する方法によることができるが（民事保全法4条1項、同規則2条）、これに関し、平成31年4月より、損害保険ジャパン日本興亜株式会社が、全国弁護士協同組合連合会の所属弁護士向けに、仮差押えと係争物に関する仮処分を対象として、支払保証委託契約締結業務を新たに開始することになったとのことである。

今後、同社と支払保証委託契約を締結する方法により担保が立てられる場合があるので、御留意いただきたい。

4 調停に代わる決定例等のミンフォへの掲載について

調停に代わる決定について、簡潔な理由のみを記載した複数の決定例が民事情報データベース（ミンフォ）に掲載されているので、起案の際の参考にしていただきたい。

また、調停委員の研修や広報に関する具体的な取組例もミンフォに掲載されているので、各府における研修内容等を検討する際に参考にしていただき、併せて、各府における工夫例があれば情報提供していただきたい。

以上